

おむつの助成事業について、認定の判断基準を明確にするため、医療費控除を受けるために必要なおむつ使用証明書の発行基準にあわせて、介護認定日時点の主治医意見書における“障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）【B 1】以上“かつ”尿失禁にチェックがある”ことを必須条件とする。

※【B 1】＝屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ状態であり、車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。

▼(参考)おむつ使用証明書の発行は以下を満たすことが必要

- 01 寝たきり度が「B1,B2,C1,C2」
- 02 尿失禁の発生可能性が「あり」

和光市高齢者紙おむつ等購入費助成要綱改正について（R7.8.1 施行）

1 助成の目的

加齢に伴って生ずる心身の機能の低下に起因して自らの排泄動作等に支障をきたす高齢者に対し、紙おむつ及び居宅介護用品(以下「紙おむつ等」という。)の購入に要する費用(以下「紙おむつ等購入費」という。)の一部を助成することにより、高齢者の自立した生活を支援することを目的とする。

2 変更箇所

(1) 助成の対象者について（赤字部分追記）

下記すべてに該当する者を助成対象者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、第1号被保険者である者
- (2) 要支援・要介護認定を受けた者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項に規定する病院等に入院等をしていない者
- (4) 主治医意見書で「尿失禁」にチェックがある者もしくはおむつ使用証明書によっておむつの使用が必要と証明された者
- (5) 主治医意見書の日常生活自立度で「B1」以上にチェックがある者
- (6) 生活保護を受給していない者

3 参考データ

(1) 平成31年度から令和6年度までの助成費用推移

	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
助成費用(円)	36,816,407	36,998,503	36,012,255	45,115,294	45,665,923	46,540,179

(2) 近隣市区の助成対象

	対象者	助成	生保受給者
朝霞市	・在宅 ・寝たきり or 重度の認知症により常時失禁状態 ・本人が住民税非課税の方	ひと月あたりに、市が示す商品一覧のうちからひとつ選択（物により単価異なる）	おむつの支給を受けている者は対象外
新座市	・要介護1～5 ・世帯全員分の所得割が47,800円以下	おむつ給付券（上限額7,000円／月）	対象
志木市	・市内在宅の被保険者 ・要介護4,5 ・市民税非課税の方	月限度額7,000円	対象
練馬区	・要介護1以上 ・介護保険料所得段階「第9段階」未満 ※要介護3までは排尿・排便の項目で見守り以上が対象	月額限度5,400円分まで（6,000円分まで、利用者負担1割）	対象外
板橋区	・要介護1以上で常時失禁状態の方 ・支給対象者の世帯の中で、前年分所得が最も多い世帯員の所得が、区で定める所得基準額を超えない方	月額限度7,000円	対象外

○現在おむつ助成を利用している者の経過措置について

要綱改正以降新たに有効になる認定日の情報を参照し、対象者に該当するか否かをチェック

→該当している場合は継続

→該当していなかった場合、認定日の翌月から助成取り消し

○要綱改正後のモニタリングについて

・要介護3以上：継続

・要支援1, 2、要介護1, 2：認定更新時の意見書でBI以上かつ尿失禁にチェックがついているか確認。

→該当する場合は継続

→該当しない場合、意見書を確認した翌月から助成取り消し